

## 許可届出使用者等に対する立入検査ガイド 【公開の意見聴取（第1回）用資料】

### 目次

#### 第1章 総則

- 第1節 目的
- 第2節 適用範囲
- 第3節 関係法規等
- 第4節 用語の定義

#### 第2章 手続関係

- 第1節 許可使用者関係
- 第2節 届出使用者関係
- 第3節 届出版売業者及び届出賃貸業者関係
- 第4節 許可廃棄業者関係

#### 第3章 施設基準維持義務遵守状況関係

- 第1節 使用施設の基準関係
- 第2節 貯蔵施設の基準関係
- 第3節 廃棄施設の基準関係
- 第4節 廃棄物詰替施設及び廃棄物貯蔵施設の基準関係

#### 第4章 行為基準遵守状況関係

- 第1節 使用の基準関係
- 第2節 保管の基準関係
- 第3節 運搬の基準関係
- 第4節 廃棄の基準関係

#### 第5章 放射線障害予防規程に定めることが義務付けられている事項

- 第1節 総論
- 第2節 放射線取扱主任者等関係
- 第3節 放射線施設の維持及び管理並びに点検
- 第4節 放射性同位元素等の取扱関係
- 第5節 測定
- 第6節 教育訓練
- 第7節 健康診断

**第8節 保健上の措置関係**

**第9節 記帳**

**第10節 地震、火災その他の災害時の措置関係**

**第11節 危険時の措置関係**

**第12節 情報提供関係**

**第13節 業務の改善関係**

**第14節 放射線管理の状況報告関係**

**第6章 廃止等に伴う義務**

**第1節 廃止措置計画関係**

**第2節 廃止中に講ずべき措置関係**

## 第1章 総則

### 第1節 目的

立入検査は、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号。以下「法」という。）第43条の2第1項の規定に基づき、法の施行に必要な限度で、放射線検査官が許可届出使用者（表示付認証機器届出使用者を含む。）、届出版売業者、届出賃貸業者若しくは許可廃棄業者又はこれらの者から運搬を委託された者（以下「許可届出使用者等」という。）の事務所又は工場若しくは事業所（以下「事業所等」という。）に立ち入り、その者の帳簿、書類その他必要な物件を検査し、関係者に質問し、又は検査のため必要な最小限度において、放射性同位元素若しくは放射性汚染物を収去することにより行うものである。

原子力規制委員会の行う立入検査は、放射線検査官が許可届出使用者等の事業所等に立ち入り、法及び同法に基づく命令（以下「法令」という。）に定める規制事項について、その遵守状況を確認することをその主たる目的としており、本ガイドは、放射線検査官が、それを確認するために活用することを目的として、主な規制事項について、立入検査の目的、対象、手法その他検査を行う際の視点等を取りまとめたものであるが、本ガイドに特に記載のない事項についても、法の施行に必要な限度において、立入検査を実施することができる。

また、本ガイドに記載のある事項について立入検査を行う場合においても、必ずしも、本ガイドに記載された事項のすべてを立入検査の対象としなければならないものではなく、必要に応じ、本ガイドに記載された検査対象事項の一部についてのみ立入検査を実施することもあり得る。

本ガイドは、技術的知見、検査経験等に応じて、定期的に検討し適宜見直すこととする。

### 第2節 適用範囲

本ガイドは、法第43条の2第1項の規定に基づく立入検査を行う際に適用される。

### 第3節 関連法規等【注：本節に掲げるものは、本ガイドの作成過程の中で、今後改めて整理する。】

本ガイドは、以下を参考としている。

- (1) 放射性同位元素等の規制に関する法律
- (2) 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成16年法律第149号）

- (3) 放射性同位元素等の規制に関する法律施行令(昭和35年政令第259号)
- (4) 核燃料物質、核原料物質、原子炉及び放射線の定義に関する政令(昭和32年政令第325号)
- (5) 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令(平成17年政令第8号)
- (6) 放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則(昭和35年総理府令第56号)
- (7) 原子力規制委員会の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成24年原子力規制委員会規則第3号)
- (8) 放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則第二十一条第一項第十四号の規定に基づき放射性同位元素又は放射線発生装置を定める告示(平成30年原子力規制委員会告示第2号)
- (9) 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等に係る電磁的方法による保存をする場合に確保するよう努めなければならない基準(平成24年原子力規制委員会告示第1号)
- (10) 放射線取扱主任者に係る講習の時間数等を定める告示(平成17年文部科学省告示第95号)
- (11) 放射線を放出する同位元素の数量等を定める件(平成12年科学技術庁告示第5号)
- (12) 放射線障害の防止に関する教育及び訓練の時間数を定める告示(平成3年科学技術庁告示第10号)
- (13) 放射性同位元素等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示(平成2年科学技術庁告示第7号)
- (14) 放射性同位元素等の工場又は事業所における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示(昭和56年科学技術庁告示第10号)
- (15) 放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則の規定に基づく記録の引渡し機関に関する規則第二条の規定に基づく指定記録保存機関の指定(平成22年文部科学省告示第54号)
- (16) 放射線障害予防規程に定めるべき事項に関するガイド(原規放発第17121320号(平成29年12月13日原子力規制委員会決定))
- (17) 放射性同位元素等の規制に関する法律第31条の2の規定に基づく放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則第28条の3の規定

- による原子力規制委員会への事故等の報告に関する解釈(原規放発第17121315号(平成29年12月13日原子力規制委員会決定))
- (18) 放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく立入検査実施要領(原規放発第1307031号(平成25年7月3日原子力規制委員会決定))
- (19) . . .

**第4節 用語の定義**【注：本節に掲げるものは、本ガイドの作成過程の中で、現在本文中に記載のものと併せて今後改めて整理するものとする。】

本ガイドにおける用語の定義は、以下に定めるところによる。

- (1) ○○  
○○とは、. . .。

**第2章から第4章まで（略）**

**第5章 放射線障害予防規程に定めることが義務付けられている事項**

**第1節から第5節まで（略）**

**第6節 教育訓練（法第22条関係）**

**1. 法第22条（教育訓練）関係**

**（1）法第22条の目的**

法第22条は、許可届出使用者及び許可廃棄業者が下記①、②の目的を達成するために、法第22条の定める各施設に立ち入る者に対し、必要な教育及び訓練を施すことを求めており、その具体的な内容を放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第21条の2第1項第2号～第5号、同条第2項及び第3項に定めている。

- ① 放射線障害予防規程の周知その他を図ること
- ② 放射線障害を防止すること

**（2）法第22条に基づく教育及び訓練を実施すべき者**

許可届出使用者及び許可廃棄業者（以下この節において「使用者等」という。）である。

**2. 規則第21条の2第1項第1号（教育及び訓練を受ける対象者）関係**

**（1）第1号に係る立入検査対象事項**

- ① 第1号に係る立入検査の対象事項は、下記イ又はロのいずれかに該当する者であるにもかかわらず、教育及び訓練を受ける対象から外れている者がいないことを確認することにある。
  - イ 管理区域に立ち入る者〔規則第22条の3第1項の規定により管理区域でないものとみなされる区域（以下「みなし非管理区域」という。）に立ち入る者を含む。〕
  - ロ 取扱等業務に従事する者
- ② 具体的には、上記①イ、ロに該当する者は、さらに下記イ～ハの3つの類型に分類される。第1号に関する立入検査においては、教育及び訓練を受けなければならない者が、以下のいずれの分類に該当するのかを確認する。
  - イ 放射線業務従事者（下記（2）①参照）
  - ロ 取扱等業務に従事し、管理区域に立ち入らない者（下記（2）②参照）

**ハ 取扱等業務に従事せず、管理区域又はみなし非管理区域に立ち入る者（下記（2）③参照）**

**【第1号に係る検査対象事項に関する留意事項】**

- 外部から研究者や作業員等を受け入れている使用者等について  
使用者等が、例えば、研究者や作業員等を第1号に該当する者として外部から受け入れている場合にあっては、これらの者を受け入れた使用者等が、これらの者に対する教育及び訓練を施す義務を負う。

なお、これらの者が十分な知識及び技能を有するものと認められる場合には、受入れをする使用者等は、これらの者に対する教育及び訓練の実施の全部又は一部を省略できる。省略の可否の判断及び省略の程度の適否も立入検査における検査事項となるが、この点は、第1号ではなく、規則第21条の2第2項に係る立入検査の対象とする（下記7. 参照）。

- 上記（1）②イ～ハに該当する者に対する教育及び訓練の実施時期、項目・事項及び時間数について  
これらの事項についても、第1号ではなく、規則第21条の2第1項第2号～第5号及び第3項の個別の規定に係る立入検査の対象とする（以下3.～6.及び8.参照）。

**【用語の定義等】（以下3.から8.まで同様の定義等とする。）**

- 管理区域（規則第1条第1号）

放射線を放出する同位元素の数量等を定める件（以下「数量告示」という。）第4条各号に規定する管理区域に係る線量等を超えるおそれのある場所であって、放射線業務従事者以外の者の無用な被ばくを防止するとともに、放射線業務従事者の被ばく管理を適切に行うため、他の区域から物理的に隔てた区域をいう。

- みなし非管理区域（規則第22条の3第1項）

工事、改造、修理又は点検等のために放射線発生装置の運転を7日間以上停止する場合に、当該放射線発生装置に係る管理区域の全部又は一部について、数量告示第4条各号に規定する管理区域に係る線量等を超えるおそれのないことの確認により、管理区域でないものとみなされる区域をいう。

- 取扱等業務（規則第1条第8号）

放射性同位元素若しくは放射性汚染物又は放射線発生装置の取扱い、管理又はこれに付随する業務をいう。例えば、放射性同

位元素の使用、保管、運搬又は廃棄のほか、放射線発生装置の使用、放射性同位元素装備機器又は放射線発生装置の点検、修理、管理等の業務をいう。

○ 放射線業務従事者（規則第1条第8号）

取扱等業務に従事する者であつて、管理区域に立ち入る者をいう。

(2) 検査手法

検査手法としては、規則第24条第1項第1号タの規定に基づき記帳された教育及び訓練に係る記録（以下単に「教育及び訓練に係る記録」という。）の確認のほか、必要に応じ、その他の資料の内容の調査と関係者への聴取の組合せによることを基本とする。

下記の①～③に記載した者に該当するか否かを確認する際に執るべき検査手法をそれぞれ以下に記す。

① 放射線業務従事者（規則第21条の2第1項第2号）

下記イに記載された教育及び訓練を受けた者の氏名、下記ロに記載された人数及び下記ハに記載された氏名の確認を行うほか、必要に応じ、下記ニ及びホの資料に記載された氏名並びに関係者への聴取内容の確認も行うことにより、上記①に該当する者であるかどうかを確認する。

イ 「教育及び訓練に係る記録」

ロ 放射線管理状況報告書（規則第39条第2項）

ハ 放射性同位元素等又は放射線発生装置の使用、保管、運搬又は廃棄に係る記録（規則第24条第1項第1号ヘ、リ、ヌ及びワ並びに3号ホ及びヘ）

ニ 放射線業務従事者の名簿

ホ 管理区域内の放射性同位元素装備機器又は放射線発生装置の点検・修理に係る記録

② 取扱等業務に従事し、管理区域に立ち入らない者（規則第21条の2第1項第3号）

下記イに記載された教育及び訓練を受けた者の氏名及び下記ロに記載された氏名の確認を行うほか、必要に応じ、ハに記載された氏名及び人数並びに関係者への聴取内容の確認も行うことにより、上記②に該当する者であるかどうかを確認する。

イ 「教育及び訓練に係る記録」

□ 放射性同位元素等又は放射線発生装置の使用、保管、運搬又は廃棄に係る記録（規則第24条第1項第1号ヘ、リ、ヌ及びワ並びに第3号ホ及びヘ）

ハ 取扱等業務に従事する者の名簿

③ 取扱等業務に従事せず、管理区域又はみなし非管理区域に立ち入る者（規則第21条の2第1項第5号）

下記の1)の者については、下記イに記載された氏名のほか、必要に応じ、下記ロに記載された氏名・人数を、下記2)の者については、下記イ及びロに記載された氏名・人数を、それぞれについて、必要に応じ、関係者への聴取内容の確認も行うことにより、上記③に該当する者であるかどうかを確認する。

1) 取扱等業務に従事せず、管理区域に立ち入る者

イ 「教育及び訓練に係る記録」

ロ 管理区域への立入りに係る記録

2) 取扱等業務に従事せず、みなし非管理区域に立ち入る者

イ 「教育及び訓練に係る記録」

ロ 規則第24条第1項第1号レの規定に基づき記帳されたみなし非管理区域への立入りに係る記録

### (3) 検査を行う際の視点等

① 管理区域の確認

規則別表第1に定めるところにより使用施設等の出入口又はその付近に付される標識を確認するほか、放射性同位元素等の許可申請書又は使用届出に添えられる各施設の管理区域を示した平面図により確認する。

② みなし非管理区域の確認

放射線発生装置の使用許可申請書に添えられたみなし非管理区域を設定し得る区域を包含した管理区域の範囲を示した平面図のほか、実際にみなし非管理区域を設定する際の要件となる数量告示第4条各号の定める外部放射線量等を超えるおそれのないことを確認した方法（規則第24条第1項第1号レに基づく記帳の対象である。）を確認する。

③ 聽取を行う関係者

教育及び訓練を施した者や教育及び訓練を受けた者、放射線取扱主任者及び事業所等の長のほか、放射線障害予防規程に記載された教育及び訓練に関する責任者も聴取の対象者とし得る。（以下3.から8.まで同様の視点とする。）

### 3. 規則第21条の2第1項第2号(放射線業務従事者に対する教育及び訓練の実施時期) 関係

#### (1) 第2号に係る立入検査対象事項

- ① 第2号に係る立入検査の対象事項は、放射線業務従事者に対する教育及び訓練が適切な時期に実施されていることである。
- ② 具体的には、放射線業務従事者に対する教育及び訓練が、下記イ及びロの時期において適切に実施されていることを確認することである。

イ 初めて管理区域に立ち入る前

ロ 管理区域に立ち入った後にあっては前回の教育及び訓練を行った日の属する年度の翌年度の開始の日から1年以内

#### 【第2号に係る検査対象事項に関する留意事項】

- 規則第21条の2第2項に基づく教育及び訓練の省略が行われている者については、当該省略の適否を確認するため、第2号に係る検査に優先して、第2項の検査に係る立入検査対象事項（下記7.（1）参照）を検査するものとする。

#### (2) 検査手法

検査手法としては、「教育及び訓練に係る記録」の確認のほか、必要に応じ、その他の資料の内容の調査と関係者への聴取の組合せによることを基本とする。下記①及び②の各時期において、適切に放射線業務従事者に対する教育及び訓練が施されたかどうかを確認する際に執るべき検査手法をそれぞれ以下に記す。

- ① 放射線業務従事者が初めて管理区域に立ち入る前に教育及び訓練を受けていること（上記（1）②イ）

下記イに記載された教育及び訓練を受けた放射線業務従事者の氏名及びその実施年月日の記録のほか、必要に応じ、下記ロに記載された当該放射線業務従事者が初めて管理区域に立ち入った年月日の記録及び関係者に対する聴取の内容により、上記（1）②イの事実を確認する。

イ 「教育及び訓練に係る記録」

ロ 放射線業務従事者の管理区域への立入記録

- ② 放射線業務従事者が、管理区域に立ち入った後、前回の教育及び訓練を受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から1年以内に教育及び訓練を受けていること（上記（1）②ロ）

上記①の検査手法に準じて上記（1）②ロの事実を確認する。

#### 4. 規則第21条の2第1項第3号（取扱等業務に従事し、管理区域に立ち入らない者に対する教育及び訓練の実施時期）関係

##### （1）第3号に係る立入検査対象事項

- ① 第3号に係る立入検査の対象事項は、取扱等業務に従事し、管理区域に立ち入らない者に対する教育及び訓練が適切な時期に実施されていることである。
- ② 具体的には、取扱等業務に従事し、管理区域に立ち入らない者に対する教育及び訓練が、下記イ又はロの時期において実施されていることを確認する。

イ 取扱等業務を開始する前

ロ 取扱等業務を開始した後にあっては前回の教育及び訓練を行った日の属する年度の翌年度の開始の日から1年以内

##### 【第3号に係る検査対象事項に関する留意事項】

○ 規則第21条の2第2項に基づく教育及び訓練の省略が行われている者については、当該省略の適否を確認するため、第3号に係る検査に優先して、第2項の検査に係る立入検査対象事項（下記7.（1）参照）を検査するものとする。

##### （2）検査手法

検査手法としては、「教育及び訓練に係る記録」の確認のほか、必要に応じ、その他の資料の内容の調査と関係者への聴取の組合せによることを基本とする。下記①及び②の各時期において、適切に取扱等業務に従事し、管理区域に立ち入らない者に対する教育及び訓練が施されたかどうかを確認する際に執るべき検査手法をそれぞれ以下に記す。

- ① 取扱等業務に従事する者であって、管理区域に立ち入らない者が取扱等業務を開始する前に教育及び訓練を受けていること（上記（1）②イ）

下記イに記載された教育及び訓練を受けた者の氏名及びその実施年月日の記録のほか、必要に応じ、下記ロに記載された取扱等業務を開始した年月日の記録及び関係者に対する聴取の内容により、上記（1）②イの事実を確認する。

イ 「教育及び訓練に係る記録」

ロ 取扱等業務に従事する者の氏名及び業務開始年月日の記録

- ② 取扱等業務に従事する者であって、管理区域に立ち入らない者が、取扱等業務開始後、前回の教育及び訓練を受けた日の属する年度の

翌年度の開始の日から1年以内に教育及び訓練を受けていること

(上記(1)②口)

上記①の検査手法に準じて上記(1)②口の事実を確認する。

## 5. 規則第21条の2第1項第4号(取扱等業務に従事する者に対する教育及び訓練の項目)関係

### (1) 第4号に係る立入検査対象事項

① 第4号に係る立入検査の対象事項は、取扱等業務に従事する者に対する教育及び訓練が、規則第21条の2第1項第4号が定める所定の項目について適切に実施されていることであり、具体的には、下記②及び③について確認する。

② 所定の項目について教育及び訓練が実施されていること

下記イ～ハまでの項目について教育及び訓練が適切に行われていることを確認する。

イ 放射線の人体に与える影響

ロ 放射性同位元素等又は放射線発生装置の安全取扱い

ハ 放射線障害の防止に関する法令及び放射線障害予防規程

③ 実施した教育及び訓練の各項目の内容が、取扱等業務に従事する者の業務実態に応じたものとなっていること

#### 【第4号に係る検査対象事項に関する留意事項】

○ 規則第21条の2第2項に基づく教育及び訓練の省略が行われている者については、当該省略の適否を確認するため、第4号に係る検査に優先して、第2項の検査に係る立入検査対象事項(下記7.(1)参照)を検査するものとする。

### (2) 検査手法

検査手法としては、「教育及び訓練に係る記録」の確認のほか、必要に応じ、その他の資料の内容の調査と関係者への聴取の組合せによることを基本とする。下記①及び②の事実を確認する際に執るべき検査手法をそれぞれ以下に記す。

① 所定の項目について教育及び訓練が実施されていること(上記(1))

②

下記イに記載された取扱等業務に従事する者に対して施した教育及び訓練の項目を確認するほか、必要に応じ、下記ロの教育及び訓練の項目の決定に係る手続とその考え方、下記ハの資料の内容の調査並びに関係者への聴取を組み合わせることにより、上記(1)②の事実を確認する。

- イ 「教育及び訓練に係る記録」
    - 放射線障害予防規程に定められた教育及び訓練の項目に関する記載事項
  - ハ 教育及び訓練に用いた資料
- ② 実施した教育及び訓練の各項目の内容が、取扱等業務に従事する者の業務実態に応じたものとなっていること（上記（1）③）  
必要に応じ、下記イの教育及び訓練の項目の決定に関する使用者等の考え方及び教育及び訓練に現に用いられた下記口の内容並びに関係者への聴取を組み合わせて行うことにより、上記（1）③の事実を確認する。
- イ 放射線障害予防規程に定められた教育及び訓練の項目に関する記載事項
    - 教育及び訓練に用いた資料

## 6. 規則第21条の2第1項第5号（取扱等業務に従事せず、管理区域又はみなしそ非管理区域に立ちに入る者に対する教育及び訓練の事項）関係

### （1）第5号に係る立入検査対象事項

- ① 第5号に係る立入検査の対象事項は、取扱等業務に従事せず、管理区域又はみなしそ非管理区域に立ちに入る者（以下6.において「第5号に該当する者」という。）に対しても、放射線障害の発生の防止のために必要な事項について、教育及び訓練が施されていることを確認することであり、具体的には下記②及び③について確認する。
- ② 使用者等において、第5号に該当する者を正しく把握し、教育及び訓練を実施していること。
- ③ 第5号に該当する者の実態に応じ、放射線障害の発生の防止に必要な事項が教育及び訓練の事項として含まれていること。

#### 【第5号に係る検査対象事項に関する留意事項】

- 規則第21条の2第2項に基づく教育及び訓練の省略が行われている者については、当該省略の適否を確認するため、第5号に係る検査に優先して、第2項の検査に係る立入検査対象事項（下記7.（1）参照）を検査するものとする。

### （2）検査手法

検査手法としては、「教育及び訓練に係る記録」の確認のほか、必要に応じ、その他の資料の内容の調査と関係者への聴取の組合せによることを基本とする。下記①及び②の事実を確認する際に執るべき検査手法をそれぞれ以下に記す。

- ① 第5号に該当する者を正しく把握し、教育及び訓練を実施していること（上記（1）②）

検査手法としては、下記イに記載された教育及び訓練を受けた者の氏名及び下記口に記載されたみなし非管理区域に立ち入った者の氏名のほか、必要に応じ、下記ハ～ホの資料の内容の調査と関係者への聴取を組合わせて行うことにより、上記（1）②の事実を確認することを基本とする。

イ 「教育及び訓練に係る記録」

□ 規則第24条第1項第1号レの規定に基づき記帳されたみなし非管理区域への立入りに係る記録

ハ 管理区域に立ち入った者として記録された氏名

二 放射線障害予防規程に定められた第5号に該当する者に対して行う教育及び訓練の事項及び実施方法に関する記載事項

ホ 教育及び訓練に用いた資料

- ② 第5号に該当する者の実態に応じ、放射線障害の発生の防止に必要な事項が教育及び訓練の事項として含まれていること（上記（1）③）

必要に応じ、下記イの教育及び訓練の事項の決定に関する使用者等の考え方及び教育及び訓練に現に用いられた下記口の内容並びに関係者への聴取を組み合わせて行うことにより、上記（1）③の事実を確認することを基本とする。

イ 放射線障害予防規程に定められた第5号に該当する者に対して行う教育及び訓練の事項及び実施方法に関する記載事項

□ 教育及び訓練に用いた資料

### （3）検査を行う際の視点等

- ① 第5号に該当する者について

第5号に該当する者については、多種多様な者が含まれることについて留意しなければならず、例えば下記のような者が、これに該当し得る。

イ 治療目的で管理区域に立ち入る患者

□ 放射性同位元素の取扱行為は行うが、その行為の反復継続性（業務該当性）を欠くため、取扱等業務に従事する者に当たらない者

ハ 専ら施設見学の目的で法第22条の定める各施設に立ち入る者

- ② 第5号に基づき行う教育及び訓練の事項について

第5号に該当する者は、いずれも取扱等業務に従事する者ではなく、一般的には、放射線障害の発生のおそれは比較的小さい。また、

その行為態様に伴う放射線障害発生のおそれの程度も同一ではないため、規則上は、第5号に該当する者に対して使用者等が実施すべき教育及び訓練の事項について、特にこれを指定する定めは置いておらず、省略が可能な場合もあり得る（省略については、下記7. 参照）。

以上の点を踏まえ、第5号に該当する者の個別の実態に応じ、その者について、放射線障害の発生を防止するという目的が合理的に達成できる程度の教育及び訓練の事項とその実施が確保されていることを確認することが必要であり、またそれで足りる。

## 7. 規則第21条の2第2項（教育及び訓練の省略）関係

### （1）第2項に係る立入検査対象事項

- ① 第2項に係る立入検査の対象事項は、教育及び訓練の全部又は一部の省略が、十分な知識及び技能を有している者に限って行われ、その省略の程度も適切であることを確認することにある。
- ② 具体的には、教育及び訓練の全部又は一部の省略を受けた者が存在する場合、下記のイ及びロについて確認する。
  - イ 教育及び訓練の省略が、放射線障害予防規程及び放射線障害予防に関する十分な知識及び技能を有していると認められる者に対して行われていること
  - ロ 教育及び訓練の全部又は一部の省略の程度が、省略を受けた者が有している知識及び技能に応じたものになっていること

#### 【第2項に係る検査対象事項に関する留意事項】

- 第2項に基づく教育及び訓練の省略が行われている者については、第1項第2号～第5号に係る検査を行う前に、第2項に係る立入検査の対象事項を検査し、省略の適否を確認するものとする。
- 教育及び訓練の全部又は一部の省略の対象者となり得るのは、規則第21条の2第1項の規定により教育及び訓練を受けるべき者全てである。したがって、取扱等業務に従事する者と同業務に従事しない者のいずれにも省略があり得る点に留意する必要がある。

### （2）検査手法

検査手法としては、下記①に省略を受けた者の氏名及びその理由が記載されている場合は、当該記載内容の確認並びに下記②に記載された氏名を確認するほか、必要に応じ、下記③の教育及び訓練の省略の判断

基準、その判断手続及び判断に係る責任者、下記④～⑦の資料の内容の調査及び関係者への聴取を組み合わせることにより、上記（1）②の事実を確認することを基本とする。

- ① 「教育及び訓練に係る記録」
- ② 規則第24条第1項第1号レの規定に基づき記帳されたみなし非管理区域への立入りに係る記録
- ③ 放射線障害予防規程に定められた教育及び訓練の省略に関する記載事項
- ④ 放射線業務従事者の名簿及び業務内容
- ⑤ 取扱等業務に従事する者の名簿及び業務内容
- ⑥ 管理区域への立入った者の名簿
- ⑦ 教育及び訓練に用いた資料

（3）検査を行う際の視点等

- ① 使用者等の行う教育及び訓練の全部又は一部の省略の方法について  
省略の方法としては、例えば、使用者等において、教育及び訓練を受ける者の知識及び能力の程度に応じて複数の教育及び訓練の項目・事項を用意する方法や、外部の機関において実施された類似の内容の講習の受講や国家資格の取得又は保有の事實をもって、所定の項目・事項について教育及び訓練を受けたものと使用者等がみなすものとする方法など、使用者等により様々な方法があり得ることに留意する。
- ② 教育及び訓練の全部又は一部の省略に係る確認の視点  
いずれの省略手法がとられている場合も、下記の事項が明確にされていることを確認することに検査の力点を置く。
  - イ 「十分な知識及び技能を有している」という省略のために必要な要件の充足を使用者等が判断する際に用いた判断基準
  - ロ 使用者等における省略可否の判断の手続
  - ハ 使用者等において行われた省略可否の判断の責任及び権限の所在

## 8. 規則第21条の2第3項（教育及び訓練の時間数）関係

（1）第3項に係る立入検査対象事項

- ① 第3項に係る立入検査の対象事項は、
  - イ 放射線業務従事者が初めて管理区域に立ち入る前
  - ロ 取扱等業務に従事し、管理区域に立ち入らない者が取扱等業務を開始する前

に受けるべき教育及び訓練の各項目に係る時間数が、第2項に基づく省略をしない限り、少なくとも、原子力規制委員会告示の定める時間数以上に実施されていることを確認することである。

- ② 具体的には、上記①イ又はロのいずれの者についても、下記イ～ハの項目ごとに、第2項に基づく省略をしない限り、少なくとも、下記の時間数以上の教育及び訓練が実施されていることを確認するとともに、これらの者の業務実態に照らし、下記の最低限の時間数では適切な教育及び訓練の実施ができないにもかかわらず、過少な時間数の設定が行われていないかを確認する。

- イ 放射線の人体に与える影響 30分  
ロ 放射性同位元素等又は放射線発生装置の安全取扱い 1時間  
ハ 放射線障害の防止に関する法令及び放射線障害予防規程 30分

【原子力規制委員会告示に定められた時間数について】

- 原子力規制委員会告示に定められた上記②イ～ハの各時間数は、放射性同位元素等又は放射線発生装置を取り扱う施設が多岐にわたることを踏まえ、使用の目的及び方法が限定的な放射性同位元素装備機器又は放射線発生装置を1台しか使用していない許可届出使用者を念頭に置いた各項目の最低限の時間数である。

## (2) 検査手法

検査手法としては、「教育及び訓練に係る記録」の確認のほか、必要に応じ、その他の資料の内容の調査と関係者への聴取の組合せによることを基本とする。下記①及び②の者について、(1) ②の事実を確認するために執るべき検査手法をそれぞれ以下に記す。

- ① 初めて管理区域に立ち入る前の放射線業務業務者

下記イに記載された教育及び訓練を受けた放射線業務従事者の氏名、その実施年月日及び各項目の時間数の記録のほか、必要に応じ、下記ロの初回の教育及び訓練の時間数の決定の手順に関する定め、下記ハに記載された当該放射線業務従事者が初めて管理区域に立ち入った年月日の記録及び下記ニの内容の調査並びに関係者に対する聴取を組み合わせることにより、上記(1) ②の事実を確認する。

- イ 「教育及び訓練に係る記録」  
ロ 放射線障害予防規程に定められた初回の教育及び訓練の時間数に関する記載事項  
ハ 放射線業務従事者の管理区域への立入記録  
ニ 教育及び訓練に用いた資料

② 取扱等業務を開始する前の取扱等業務に従事する者であって、管理区域に立ち入らない者

下記イに記載された教育及び訓練を受けた者の氏名、その実施年月日及び各項目の時間数の記録のほか、必要に応じ、下記口の初回の教育及び訓練の時間数の決定の手順に関する定め、下記ハに記載された取扱等業務を開始した年月日の記録及び下記ニの内容の調査並びに関係者に対する聴取を組み合わせることにより、上記（1）②の事実を確認する。

- イ 「教育及び訓練に係る記録」
- ロ 放射線障害予防規程に定められた初回の教育及び訓練の時間数に関する記載事項
- ハ 取扱等業務に従事する者の氏名及び業務開始年月日の記録
- ニ 教育及び訓練に用いた資料

## 第7節 健康診断（法第23条関係）

### 1. 法第23条（健康診断）関係

#### （1）法第23条の目的

法第23条は、許可届出使用者及び許可廃棄業者が下記①及び②を行ふことを求めており、その具体的な内容を、①については規則第22条第1項に、②については同条第2項にそれぞれ定めている。

- ① 法第23条の定める各施設に立ち入る者に対し、健康診断を受診させること
- ② 健康診断の結果について記録の作成、保存をすること等

#### （2）法第23条に基づく健康診断を実施すべき者

許可届出使用者及び許可廃棄業者（以下この節において「使用者等」という。）である。

### 2. 規則第22条第1項第1号～第3号（健康診断を受診すべき者及びその受診時期及び頻度）関係

#### （1）第1号～第3号に係る立入検査対象事項

第1号～第3号では、健康診断を受診すべき者を放射線業務従事者であるとした上で、その業務実態ごとに3つに分類し、各放射線業務従事者について、それぞれの分類に応じた健康診断の受診時期及び頻度を定めている。

- ① 第1号～第3号に係る立入検査の対象事項は、以下を確認することにあり、具体的には下記②及び③について確認する。
  - イ 業務実態に照らし、各放射線業務従事者が正しく分類されていること
  - ロ 健康診断の受診時期及び頻度が、各放射線業務従事者の該当する分類に応じたものとなっていること
- ② 上記①イに関する立入検査においては、業務実態に照らして放射線業務従事者を以下の1)～3)のいずれかに正しく分類していることを確認する。
  - 1) 放射線業務従事者であって、規則第22条第1項第3号に掲げる下記のイ～ニのいずれかに該当した者
    - イ 放射性同位元素を誤って吸入摂取し、又は経口摂取したとき。
    - ロ 放射性同位元素により表面密度限度を超えて皮膚が汚染され、その汚染を容易に除去することができないとき。

- ハ 放射性同位元素により皮膚の創傷面が汚染され、又は汚染されたおそれのあるとき。
  - ニ 実効線量限度又は等価線量限度を超えて放射線に被ばくし、又は被ばくしたおそれのあるとき。
- 2) 上記1) に該当せず、かつ、一時的に管理区域に立ち入る放射線業務従事者
- 3) 上記1) 及び2) のいずれにも該当しない放射線業務従事者
- ③ 上記①口に関する立入検査においては、上記②1) ~ 3) の分類に応じて、各放射線業務従事者の健康診断が下記イ又はロの受診時期及び頻度で実施されていることを確認する。
- ただし、上記②2) に該当する者は、健康診断の義務は課せられていないので、検査対象としない。
- イ 上記②1) の者の健康診断が遅滞なく実施されていること
  - ロ 上記②3) の者の健康診断が以下の受診時期及び頻度で適切に実施されていること
    - a. 初めて管理区域に立ち入る前
    - b. 管理区域に立ち入った後は1年を超えない期間ごと

#### 【用語の定義等】

- 放射線業務従事者であって、「一時的に管理区域に立ち入る者」  
(規則第22条第1項第1号)

取扱等業務のために管理区域に立ち入る時間が限定的で、放射線業務従事者としての業務性が乏しいために放射線障害の危険性が比較的低いと見られる者をいい、例えば、以下のような取扱等業務に従事する放射線業務従事者で、管理区域への立入時間が短く、放射線障害の危険性の低い作業を行う者が該当する。

- ・ 放射性同位元素装備機器の線源交換や、これに伴う線源の運搬
- ・ 放射線発生装置の据付、調整又は修理
- ・ 放射性同位元素等の集荷又は運搬作業

#### (2) 検査手法

検査手法としては、規則第22条第2項第1号の規定に基づき記録された健康診断に係る記録(以下単に「健康診断に係る記録」という。)の確認のほか、必要に応じ、その他の資料の内容の調査と関係者への聴取を組み合わせることを基本とする。下記①及び②の事実を確認する際に執るべき検査手法をそれぞれ以下に記す。

- ① 業務実態に照らし、各放射線業務従事者が正しく分類されていること（上記（1）②）  
放射線業務従事者が下記の1)～3)のいずれに該当するかを確認する際に執るべき検査手法をそれぞれ以下に記す。
- 1) 規則第22条第1項第3号イ～ニのいずれかに該当した放射線業務従事者（上記（1）②1))  
下記イのa.～d.の記録の調査及び下記口で報告された下記イ c. 及び d.に該当する者の存否の確認に加え、必要に応じ、下記ハの記載内容及びニの資料の内容の調査並びに関係者に対する聴取の内容により、上記1)に該当する者であるかどうかを確認する。  
イ 法第20条第3項の規定に基づく、下記の測定の結果の記録  
a. 規則第20条第4項第3号に係る記録（誤吸入・経口摂取関係）  
b. 規則第20条第4項第4号に係る記録（人体部位の表面の汚染関係）  
c. 規則第20条第4項第5号に係る記録（実効線量限度又は等価線量限度に係る超過関係）  
d. 規則第20条第4項第5号の2に係る記録（累積実効線量に係る実効線量限度の超過関係）  
口 法第31条の2の規定に基づく規則第28条の3の規定による原子力規制委員会への事故等（規則第28条の3第8号に該当する事象に限る。）の報告  
ハ 放射線障害予防規程に定められた第3号に係る者に関する記載事項
- 二 放射線業務従事者の名簿
- 2) 上記1)に該当せず、かつ、一時的に管理区域に立ち入る放射線業務従事者（上記（1）②2))  
必要に応じ、下記イの放射線業務従事者の氏名の確認及び下記口の管理区域に立ち入った放射線業務従事者の立入目的の確認並びに関係者に対する聴取の内容により、上記2)に該当する者であるかどうかを確認する。  
イ 放射線業務従事者の名簿  
口 放射線業務従事者の管理区域への立入記録
- 3) 上記1)及び2)のいずれにも該当しない放射線業務従事者（上記（1）②3))

上記1) 及び2) のいずれにも該当しない放射線業務従事者が  
全て上記3) の者に該当する。

- ② 健康診断の受診時期及び頻度が、各放射線業務従事者の該当する分類に応じたものとなっていること（上記（1）③）

下記1) 及び2) の者に対して適切な受診時期及び頻度で健康診断が行われているかどうかを確認する際に執るべき検査手法をそれぞれ以下に記す。

- 1) 規則第22条第1項第3号イ～ニのいずれかに該当した放射線業務従事者（上記（1）②1））

下記イの健康診断を受けた放射線業務従事者の氏名及びその実施年月日の記録の確認に加え、下記口のa.～d.の測定又は算定を行うに至った事象が発生した年月日の確認並びに下記ハの記載内容の確認を行うほか、必要に応じ、下記ニの第3号に該当した者の健康診断を行う時期に関する記載事項及び関係者に対する聴取の内容により、上記1)の者に対し遅滞なく健康診断が実施されたかどうかを確認する。

イ 「健康診断に係る記録」

口 法第20条第3項の規定に基づく、以下の測定の結果の記録

- a. 規則第20条第4項第3号に係る記録（誤吸入・経口摂取関係）
- b. 規則第20条第4項第4号に係る記録（人体部位の表面の汚染関係）
- c. 規則第20条第4項第5号に係る記録（実効線量限度又は等価線量限度に係る超過関係）
- d. 規則第20条第4項第5号の2に係る記録（累積実効線量に係る実効線量限度の超過関係）

ハ 法第31条の2の規定に基づく規則第28条の3の規定による原子力規制委員会への事故等（規則第28条の3第8号に該当する事象に限る。）の報告

二 放射線障害予防規程に定められた第3号に該当した者の健康診断を行う時期に関する記載事項

- 2) 上記（1）②1）及び上記（1）②2）のいずれにも該当しない放射線業務従事者（上記（1）②3））

下記イ及び口の各時期において、適切に健康診断が実施されたかどうかを確認する際に執るべき検査手法をそれぞれ以下に記す。

イ 初めて管理区域に立ちに入る前に健康診断を受けていること

下記 a. の健康診断を受けた放射線業務従事者の氏名及びその実施年月日の記録の確認を行うほか、必要に応じ、下記 b. の健康診断を行う時期に関する記載事項及び下記 c. に記載された当該放射線業務従事者が初めて管理区域に立ち入った年月日の記録並びに関係者に対する聴取の内容により、上記(1)③□ a. の事実を確認する。

a. 「健康診断に係る記録」

b. 放射線障害予防規程に定められた第1号及び第2号の者の健康診断を行う時期に関する記載事項

c. 放射線業務従事者の管理区域への立入記録

□ 管理区域に立ち入った後は1年を超えない期間ごとに健康診断を受けていること

上記イの検査手法に準じて上記(1)③□ b. の事実を確認する。

### (3) 検査を行う際の視点等

#### ① 管理区域の確認

規則別表第1に定めるところにより使用施設等の出入口又はその付近に付される標識を確認するほか、放射性同位元素等の許可申請書又は使用届出に添えられる各施設の管理区域を示した平面図により確認する。

#### ② 聽取を行う関係者

健康診断を受けた者、放射線取扱主任者及び事業所等の長のほか、事業所等における産業医、放射線障害予防規程に記載された健康診断に関する責任者も聴取の対象者とし得る。(下記3. 及び4. について同様の視点とする。)

## 3. 規則第22条第1項第4号～第6号（健康診断の方法及び実施事項）関係

### (1) 第4号～第6号に係る立入検査対象事項

第4号～第6号は、健康診断の方法を「問診」及び「検査又は検診」と定め、「問診」及び「検査又は検診」のそれぞれについて、実施すべき項目の内容を定めている。

上記を踏まえ、第4号～第6号に係る立入検査の対象事項は、以下の健康診断の内容について確認することにある。

#### ① 「問診」について（第1項第5号関係）

イ 核燃料物質、核原料物質、原子炉及び放射線の定義に関する政令（以下「定義政令」という。）第4条各号に掲げるもののほか1

メガ電子ボルト未満のエネルギーを有する電子線及びエックス線の被ばく歴(以下この節において「放射線の被ばく歴」という。)の有無について、適切に「問診」が行われていること

- 「問診」において、上記イの放射線の被ばく歴を有する者に該当するか否かを正しく判断していること
- ハ 上記イの放射線の被ばく歴を有する者に対しては、以下の事項について、漏れなく「問診」が行われていること
  - a. 作業の場所
  - b. 内容
  - c. 期間
  - d. 線量
  - e. 放射線障害の有無
  - f. その他放射線による被ばくの状況

(2) 「検査又は検診」について(第1項第6号関係)

- イ 下記の部位及び項目(ただし、下記口の一部省略をする場合を除く。)について、漏れなく「検査又は検診」が行われていること
  - a. 末しよう血液中の血色素量又はヘマトクリット値、赤血球数、白血球数及び白血球百分率
  - b. 皮膚
  - c. 眼
  - d. その他原子力規制委員会が定める部位及び項目
- 「検査又は検診」の一部省略が行われている場合は、下記の点について確認すること
  - a. 初めて管理区域に立ち入る前の放射線業務従事者の健康診断の場合は、一部省略が行われた部位が、上記イ c. に限定されていること
  - b. 上記 a. 以外の放射線業務従事者の場合は、一部省略が行われた部位又は項目が、上記イ a. ~c. の一部又は全部に限定されていること
  - c. 上記 a. 及び b. の一部省略が医師の判断に基づいていること

【第4号～第6号に係る検査対象事項に関する留意事項】

- 「検査又は検診」の部位及び項目のうち、上記②イ d. 「その他原子力規制委員会が定める部位及び項目」については、規定されていない。

【用語の定義等】

- 問診

問診とは医師が口頭で受診者に健康状態を尋ね、それによつて健康状態を診ることをいう。

○ 放射線の被ばく歴の有無

放射線の被ばく歴の有無とは、放射線業務従事者が行う被ばくを前提とした管理区域内における取扱等業務の履歴の有無をいう。被ばく線量の程度によるものではない。

○ 検査又は検診

検査又は検診とは、問診により医師が放射線の被ばく歴の有無を把握した上で、放射線業務従事者に放射線誘起の障害が実際に発生しているかどうかについて判断するために行う血液の検査又は皮膚若しくは眼について行う検診をいう。

## (2) 検査手法

検査手法としては、「健康診断に係る記録」の確認のほか、必要に応じ、その他の資料の内容の調査と関係者への聴取の組み合わせによることを基本とする。下記①及び②の健康診断の方法について、各事項が適切に行われているかを確認する際に執るべき検査手法をそれぞれ以下に記す。

### ① 「問診」について（上記（1）①）

放射線業務従事者に対する「問診」について上記（1）①の事項が適切に実施されているかどうかを確認する際に執るべき検査手法をそれぞれ以下に記す。

#### 1) 問診を実施し、放射線の被ばく歴の有無を適切に判断していること（上記（1）①イ及びロ）

下記イの健康診断を受けた放射線業務従事者の氏名、健康診断を行った医師名、健康診断の結果の記録の確認を行うほか、必要に応じ、下記ロの問診の放射線の被ばく歴の有無等に関する記載事項、下記ハの資料の記載内容及び下記ニの内容の調査並びに関係者に対する聴取の内容により、上記1) の事実を確認する。

イ 「健康診断に係る記録」

ロ 放射線障害予防規程に定められた問診に関する記載事項

ハ 問診票（写しを含む。）

ニ 放射線の被ばく歴の内容を示す記録

#### 2) 放射線の被ばく歴を有する者に対して所定の事項について「問診」が行われていること（上記（1）①ハ）

上記1) の問診の結果から、放射線の被ばく歴を有すると判断された放射線業務従事者に対して、下記イの記録の確認を行うほか、

必要に応じ、下記口の放射線の被ばく歴の有する者に対する問診に関する記載事項及び下記ハの資料の記載内容の調査並びに関係者に対する聴取の内容により、上記2)の事実を確認する。

イ 「健康診断に係る記録」

□ 放射線障害予防規程に定められた問診に関する記載事項

ハ 問診票（写しを含む。）

② 「検査又は検診」について（上記（1）②）

放射線業務従事者に対する健康診断について、下記1)及び2)の場合において適切に「検査又は検診」が実施されているかどうかを確認する際に執るべき検査手法をそれぞれ以下に記す。

1)「検査又は検診」の対象となる所定の部位及び項目を全て実施している場合

下記イの健康診断を受けた放射線業務従事者の氏名、健康診断の結果の記録のうち「検査又は検診」の部位及び項目の確認を行うほか、必要に応じ、下記口の「検査又は検診」の部位及び項目に関する記載事項並びに関係者に対する聴取の内容により、上記（1）②イの事実を確認する。

イ 「健康診断に係る記録」

□ 放射線障害予防規程に定められた「検査又は検診」に関する記載事項

2)「検査又は検診」の対象となる所定の部位又は項目の一部を省略している場合

下記イ及び口の放射線業務従事者に対して、「検査又は検診」の対象となる所定の部位又は項目の一部省略が適切に行われたかどうかを確認する際に執るべき検査手法をそれぞれ以下に記す。

イ 初めて管理区域に立ち入る前の放射線業務従事者

下記 a. の健康診断を受けた放射線業務従事者の氏名、健康診断を行った医師名、「検査又は検診」の省略を行った部位又は項目の確認を行うほか、必要に応じ、下記 b. の「検査又は検診」に関する省略に係る規定の記載事項、下記 c. に記載された初めて管理区域に立ち入った年月日の記録及び関係者に対する聴取の内容により、上記（1）②口 a. 及び c. の事実を確認する。

a. 「健康診断に係る記録」

b. 放射線障害予防規程に定められた「検査又は検診」に関する記載事項

c. 放射線業務従事者の管理区域への立入記録

上記イ以外の放射線業務従事者

上記イの検査手法に準じて、上記（1）②口 b. 及び c. の事実を確認する。

#### 4. 規則第22条第2項各号及び規則第22条の2（健康診断の結果の記録、交付及び保存）関係

##### （1）規則第22条第2項各号及び規則第22条の2に係る立入検査対象事項

健康診断の結果の記録、交付及び保存について、それぞれ、下記①～③に掲げる事項を規則第22条第2項各号及び規則第22条の2に係る立入検査の対象事項とする。

###### ① 健康診断の結果の記録について（規則第22条第2項第1号）

1) 健康診断の都度、以下の事項について記録されていること

イ 実施年月日

ロ 対象者の氏名

ハ 健康診断を行った医師名

ニ 健康診断の結果

ホ 健康診断の結果に基づいて講じた措置

2) 記録の作成方法が、以下の方法となっていること

イ 書面により作成していること

ロ 書面に代えて、電磁的方法により記録していること

###### ② 健康診断の結果の記録の交付について（規則第22条第2項第2号）

1) 健康診断を受けた者に対し、健康診断の都度、健康診断の結果の記録の写しが交付されていること

2) 健康診断を受けた者に対する健康診断の結果の記録の写しの交付方法が、以下の方法となっていること

イ 書面により交付していること

ロ 書面に代えて、電磁的方法により交付していること（使用者等が、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（以下「e-文書法」という。）第2条第1号に定める民間事業者等に該当する場合）

a. 電磁的方法により交付することについて、健康診断を受ける者に対して、あらかじめ、用いる電磁的方法の種類及び内容が示され、書面又は電磁的方法による承諾を得ていること（e-文書法第6条第1項及び同法施行令第2条第1項）

- b. 電磁的記録による交付の方法が、以下 i. ~ iii. のいずれかの方法を採用していること〔原子力規制委員会の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（以下「e-文書規則」という。）第11条第1項第1号及び第2号〕
- i. 電気通信回路を通じて送信し、健康診断を受けた者が使用する電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
  - ii. 電気通信回路を通じて健康診断を受けた者の閲覧に供し、同者が使用する電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
  - iii. 磁気ディスク等をもって調製したファイルに記録したものを作成する方法
- c. 上記 b. のいずれの方法を採用した場合においても、交付を受けた健康診断を受けた者がファイルに記録を出力することにより書面を作成することができるようにしてること（e-文書規則第11条第2項）
- ハ 電磁的方法により交付（使用者等が e-文書法第2条第1号に定める民間事業者等に該当しない場合）  
電磁的記録による交付について、e-文書法以外の法令で定めがある場合は、当該法令の定めに従って交付していること。
- ③ 健康診断の結果の記録の保存について（規則第22条第2項第3号及び第4号）
- 1) 記録の保存期間が、下記イ又はロに従っていること
    - イ 記録の保存を継続していること
    - ロ 記録の保存を継続する必要なし（下記 a. 又は b. の場合であって、原子力規制委員会が指定する機関に引き渡している場合）
      - a. 健康診断を受けた者が使用者等の従業者でなくなった場合
      - b. 健康診断の結果の記録を5年以上保存した場合
  - 2) 記録の保存方法が、以下の方法となっていること
    - イ 書面により保存していること
    - ロ 書面に代えて、電磁的方法により記録を保存する場合は、当該記録が、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに記録を表示できるようになっていること（規則第22条の2）
  - 3) 書面に代えて、電磁的方法により記録を保存する場合は、以下の基準の確保に努めていること

試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等に係る電磁的方法による保存をする場合に確保するよう努めなければならない基準（以下「努力基準」という。）を踏まえて努力基準別表に定める技術基準及び運用基準の確保に努めていること  
(規則第22の2第3項)

【検査対象事項に関する留意事項】

- 原子力規制委員会が指定する機関については、現在、全国を通じ、「公益財団法人放射線影響協会」の1機関に限り指定されている。

【用語の定義等】

- 電磁的方法

電磁的方法とは、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を指し（e-文書法第1条）、電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式のことをいう。

- 交付

交付とは、書面又は電磁的方法のいずれによるかを問わず、健康診断の結果の記録の写しが当該健康診断を受けた者本人の管理下に渡ることをいう。例えば、書面による場合には、書面を通知の相手方に直接手交すること、電磁的方法による場合には、上記②口の方法によることなどがこれに該当し、いずれの場合においても当該通知が相手方の支配領域に到達し、当該通知の内容を知りうる状態に置くことをいう。

- 磁気ディスク等

磁気ディスク等とは、磁気ディスク、CD-ROMその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をいう。

(2) 検査手法

- ① 健康診断の結果の記録について（上記（1）①）

健康診断の結果の記録について、下記1)及び2)の事実を確認する際に執るべき検査手法をそれぞれ以下に記す。

- 1) 健康診断の都度、健康診断の結果が記録されていること（上記（1）①1))

「健康診断に係る記録」の健康診断の実施年月日に加え、必要に応じ、当該記録の作成年月日及び関係者に対する聴取の内容により、上記1)の事実を確認する。

2) 健康診断の結果の記録が、定められた方法で行われていること(上記(1)(①②))

書面により記録を作成している場合には、書面により作成された「健康診断に係る記録」を確認する。

また、書面に代えて、電磁的方法により当該記録を作成している場合は、電磁的方法により記録することにより作成された「健康診断に係る記録」を確認する。

② 健康診断の結果の記録の写しの交付について(上記(1)②)

1) 健康診断の都度、健康診断の結果の記録の写しが交付されていること(上記(1)②①)

イ 書面により交付している場合

下記a.の健康診断の実施年月日及び下記b.が交付された年月日の確認に加え、必要に応じ、下記c.の記載事項の確認及び関係者に対する聴取の内容により、上記1)の事実を確認する。

- a. 「健康診断に係る記録」
- b. 健康診断の記録の写し
- c. 放射線障害予防規程に定められた書面による健康診断の記録の写しの交付に関する記載事項

ロ 書面に代えて、電磁的方法により交付している場合

下記a.の健康診断の実施年月日及び下記b.及びc.が交付された年月日の確認に加え、必要に応じ、下記d.の記載事項の確認及び関係者に対する聴取の内容により、上記1)の事実を確認する。

- a. 「健康診断に係る記録」
- b. 電子計算機その他の機器に表示させた健康診断の記録の写し
- c. 磁気ディスク等で交付した健康診断の記録の写し
- d. 放射線障害予防規程に定められた電磁的方法による健康診断の記録の写しの交付に関する記載事項

2) 健康診断の結果の記録が、定められた方法で交付されていること(上記(1)②②)

イ 書面により交付している場合

健康診断の記録の写しが書面により交付されていることについて、当該写しの現物を確認することにより上記2)の事実を確認する。

□ 書面に代えて、電磁的方法により交付している場合（使用者等がe-文書法第2条第1号に定める民間事業者等に該当する場合）

a. 電磁的方法による交付をあらかじめ承諾していること（上記（1）②2）□ a.）

電磁的方法により健康診断の記録を受けることをあらかじめ承諾した健康診断を受ける者の書面又は電磁的方法による承諾書の存否を確認し、必要に応じ、関係者に対する聴取の内容により、上記a.の事実を確認する。

b. 交付が所定の電磁的方法で行われていること（上記（1）②2）□ b.）

電磁的記録による交付方法が上記（1）②2）□ b.に掲げる3つの方法のいずれを採用しているのかを関係者に聴取することにより、上記b.の事実を確認する。

c. 電磁的に記録を出力して書面作成ができること（上記（1）②2）□ c.）

電磁的方法による交付を受けた者の管理下にある健康診断の記録を現に書面上に出力できることを確認することにより、上記c.の事実を確認する。

ハ 書面に代えて、電磁的方法により交付している場合（使用者等がe-文書法第2条第1号に定める民間事業者等に該当しない場合）

書面に代えて、電磁的方法により交付することができるとする法令の存否について、関係者に対する聴取を行い、当該法令に定める方法に従った電磁的方法での交付が行われていることを確認する。

③ 健康診断の結果の記録の保存について（上記（1）③）

1) 法令の定める記録の保存期間が遵守されていること（上記（1）③1.）

下記イ又はロの場合について、健康診断の記録が所定の期間にわたって保存されていることを確認する際に執るべき検査手法をそれぞれ以下に記す。

イ 記録の保存を継続している場合

下記a.の「健康診断に係る記録」を書面で保存を継続している場合は、現に保存されている記録の現物を確認する。

また、下記a.を書面に代えて、電磁的方法で保存を継続している場合は、電子計算機その他の機器に、現に保存されている記録の確認を行うほか、必要に応じ、それぞれの場合のb.の記載

内容の確認と関係者への聴取の内容により、上記 1) の事実を確認する。

- a. 「健康診断に係る記録」
- b. 放射線障害予防規程に定められた健康診断の記録の保存に関する記載事項

□ 記録を保存する必要がない場合

必要に応じ、下記 a. 及び b. の資料の内容の確認に加え、下記 c. に記載された者が上記（1）③1) □ a. 又は b. のいずれかに該当するかについて関係者に聴取を行うとともに、下記 d. に記載された内容を確認することにより、上記 1) の事実を確認する。

- a. 記録の引渡しに係る手続書類
- b. 引き渡した記録に係る原子力規制委員会が指定する機関からの受領書
- c. 原子力規制委員会が指定する機関に記録が引き渡された者に関する名簿
- d. 放射線障害予防規程に定められた健康診断の記録の原子力規制委員会が指定する機関への引渡しに関する記載事項

2) 記録の保存方法が遵守されていること（上記（1）③2)）

イ 書面により保存している場合

「健康診断に係る記録」が書面により保存されていることについて、現物を確認することにより上記 2) の事実を確認する。

□ 書面に代えて、電磁的方法により記録を保存している場合は上記（1）③2) □ の方法を遵守していること

「健康診断に係る記録」を保存した電子計算機その他の機器に直ちに記録を表示させて確認することにより、上記 2) の事実を確認する。

3) 電磁的方法による記録の保存に係る努力義務を遵守していること（上記（1）③3)）

「努力基準」の内容を踏まえた取組の実施状況について、関係者に対する聴取を行うほか、必要に応じて、使用者等が放射線障害予防規程において定めた健康診断の記録の保存に係る手続等を把握することにより、上記 3) の事実を確認する。